

原子力社内カンパニー化等の組織改編に伴う 特定原子力施設に係る実施計画及び保安規定 の変更について

2018年11月29日
東京電力ホールディングス株式会社

(1) 原子力社内カンパニー化

①新潟事業本部の設置

②本社の組織改編

②-1：原子力経営企画室及び原子力安全部の設置

②-2：原子力エンジニアリングセンターの設置

②-3：原子燃料サイクル部の機能統合

③福島第一廃炉推進カンパニーと共通する機能

(2) 発電所の組織改編

④-1：業務統括室及び改善推進グループの設置

(福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所共通)

④-2：防災・放射線安全部の分割 (福島第二原子力発電所)

④-3：柏崎刈羽原子力発電所の組織改編

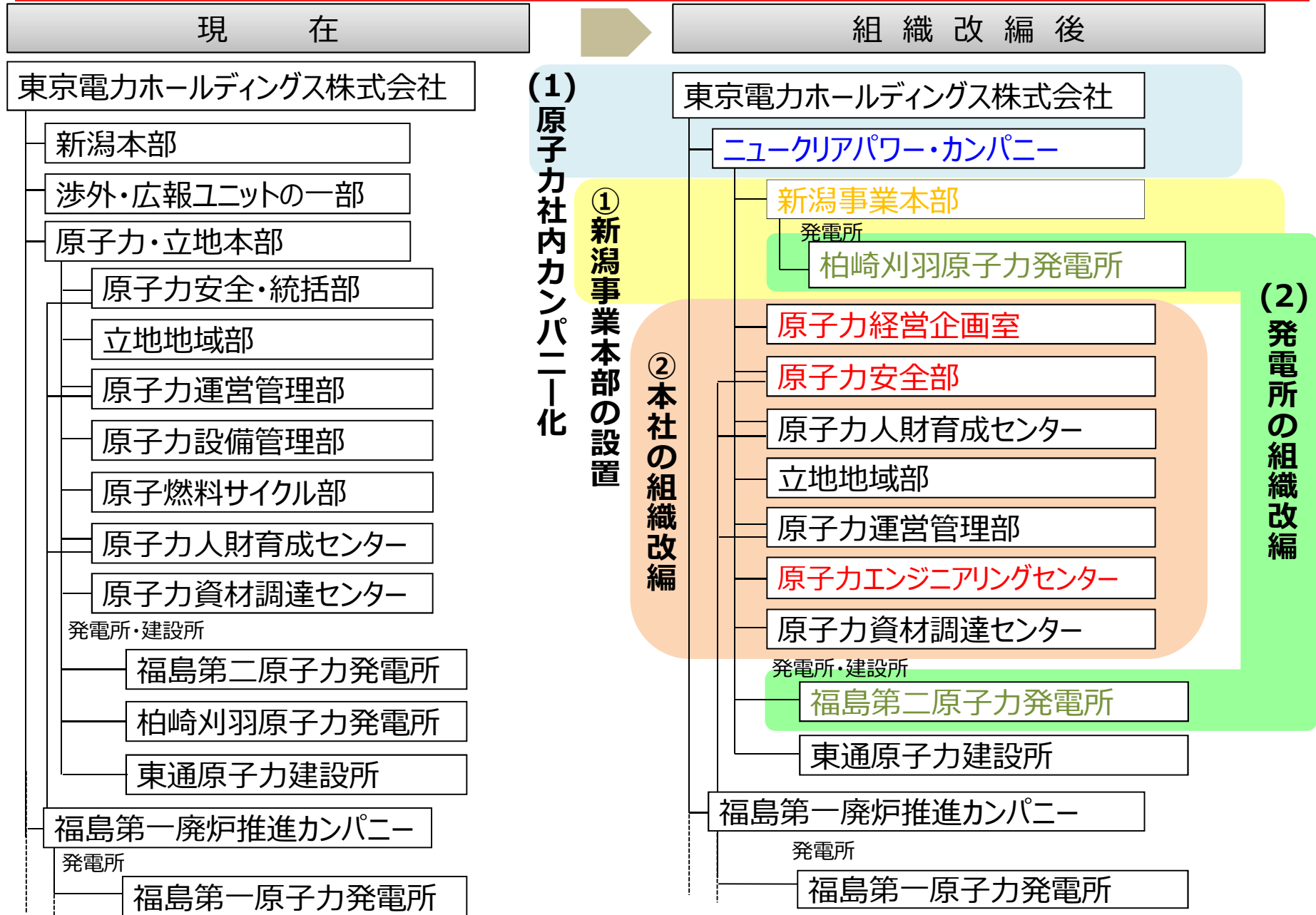
④-3-1：放射線安全部内の職務分掌の見直し

④-3-2：作業統括グループの設置

④-3-3：安全施設工事グループの設置

(3) その他 特定原子力施設に係る実施計画 (以下「実施計画」という) 及び 保安規定の変更

1. 原子力社内カンパニー化等の組織改編の概要について



1F：福島第一原子力発電所
2F：福島第二原子力発電所
KK：柏崎刈羽原子力発電所

(1) 原子力社内カンパニー化

(1) 原子力社内カンパニー化

1F/2F/KK 4

- 安全性を絶えず問い続ける企業文化を確立するとともに、地元と向き合い、立地地域や社会の皆さまから信頼いただける事業運営体制の構築に取り組む



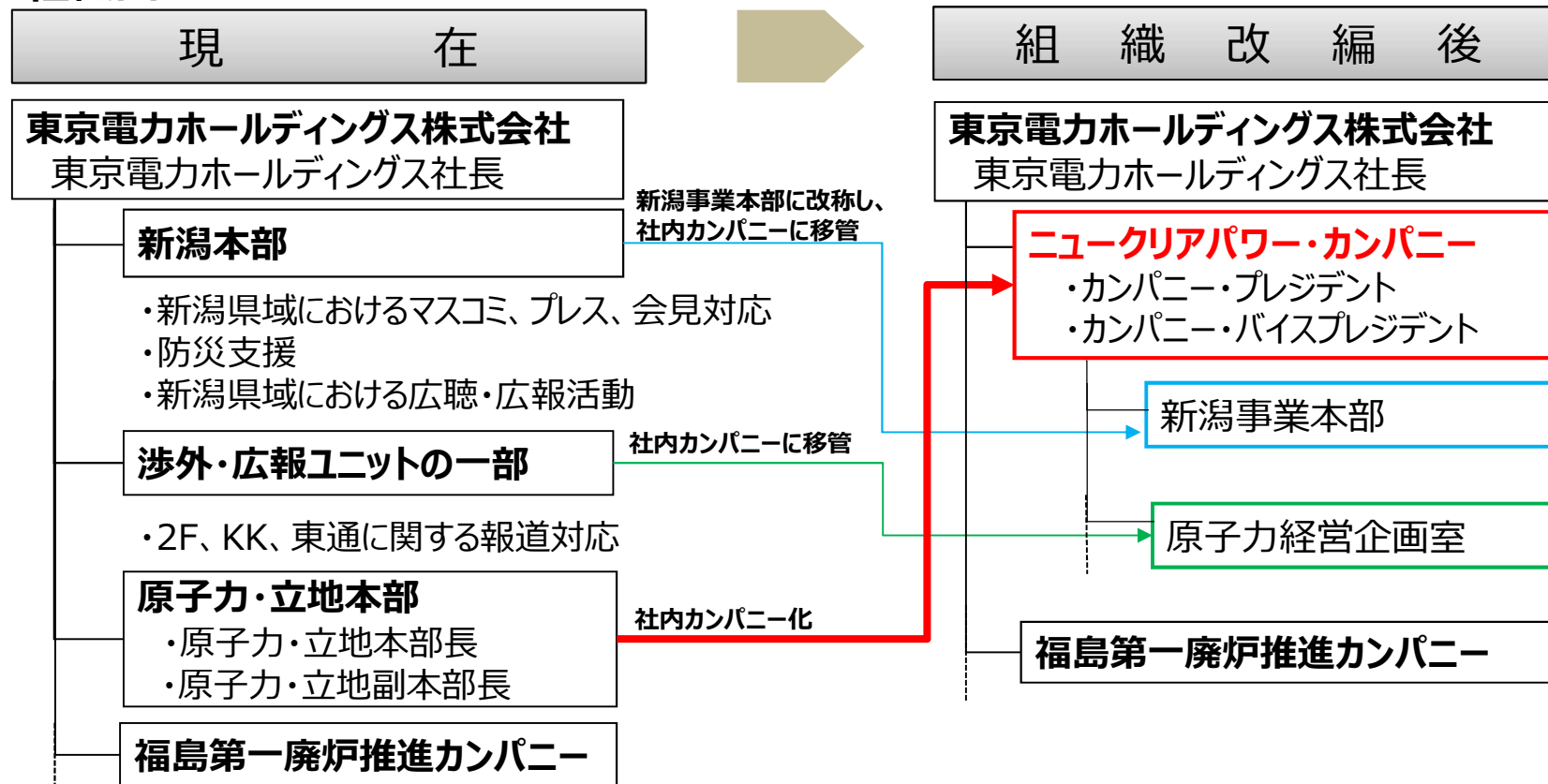
- そのために、主体的かつ責任を持って遂行しうる**ニュークリアパワー・カンパニー**（社内カンパニー）を整備し、エンジニアリング、情報発信のあり方、地元とのコミュニケーション等様々な課題を一元的に対応する地元本位な体制を構築

(1) 原子力社内カンパニー化

組織改編の内容

- 原子力・立地本部を社内カンパニー化し、「ニュークリアパワー・カンパニー」に改称
- これに伴い、「カンパニー・プレジデント」の職位を創設
- 新潟本部及び渉外・広報ユニットの一部をニュークリアパワー・カンパニー内に移管し、情報発信に関する責任を一元化

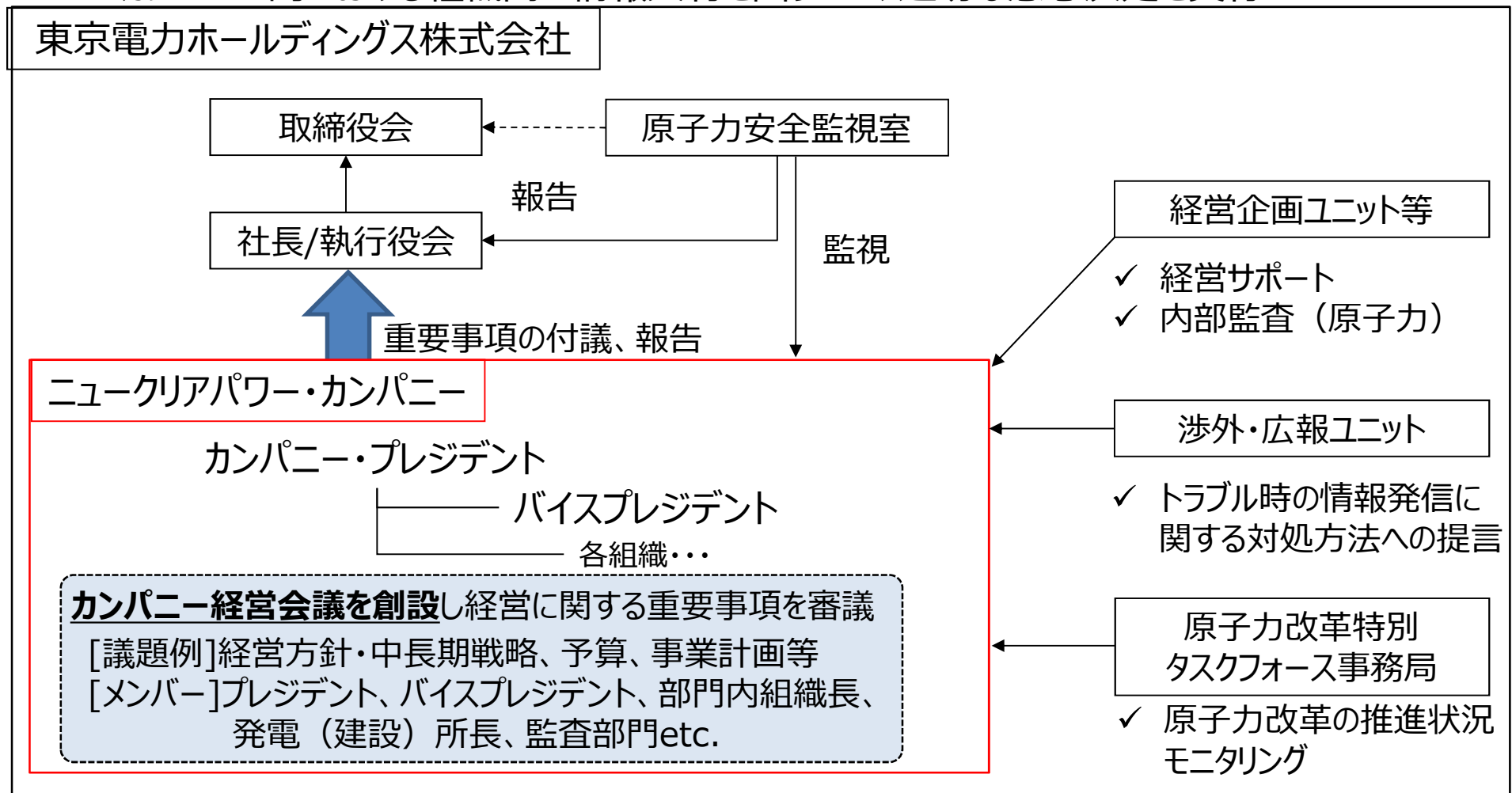
組織図



(1) 原子力社内カンパニー化

ニュークリアパワー・カンパニーの経営体制

- 原子力事業における重要事項の審議を行うためのカンパニー経営層と部門内組織長等をメンバーとしたカンパニー経営会議を創設し、縦割りや閉鎖性を打破した意思決定体制を整え、迅速かつ多角的でより安全性を向上できる事業運営を実現
- カンパニー内における組織間の情報共有を図りつつ、適切な意思決定を実行



(1) 原子力社内カンパニー化

その他特記事項

- ニュークリアパワー・カンパニーは、東京電力ホールディングス株式会社内の事業組織であり分社化をするわけではない
- 東京電力ホールディングス株式会社の原子力事業における最高責任者は引き続き社長が担務
※2017年8月25日原子力規制委員会殿に提出した回答文書
「私が社長就任時に表明した原子力事業の組織の在り方は、法人格が変わる分社化ではなく、社内カンパニー化であり、私が原子力安全の責任者であることは変わりません。」
- 東京電力ホールディングス株式会社は、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げること、終わりなき原子力の安全性向上に引き続き取り組む
※2017年8月25日原子力規制委員会殿に提出した回答文書
「当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げること、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。」
- 実施計画及び保安規定においても、社長は引き続きトップマネジメントとして以下の職務を担務
※保安規定 第5条抜粋
「社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者（以下「主任技術者」という。）を含む。）から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。」

(1) 原子力社内カンパニー化

保安規定の変更点 (2F/KK)

変更箇所	変更内容
第2条の2 (関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の3 (安全文化の醸成) 第3条 (品質保証計画) 第4条 (保安に関する組織) 第5条 (保安に関する職務) 第6条 (原子力発電保安委員会) 第8条 (原子炉主任技術者の選任) 第118条 (所員への保安教育) 第119条 (協力企業従業員への保安教育)	「原子力・立地本部長」を 「 <u>ニュークリアパワー・カンパニー・プレジデント</u> 」に改称
第4条 (保安に関する組織) 第5条 (保安に関する職務)	「原子力・立地本部」を 「 <u>ニュークリアパワー・カンパニー</u> 」に改称

実施計画の変更点 (1F)

変更箇所	変更内容
Ⅲ章 第1編 第4条 (保安に関する組織) ※第2編 第4条 (保安に関する組織) についても同様	「原子力・立地本部」を 「 <u>ニュークリアパワー・カンパニー</u> 」に改称

①新潟事業本部の設置

①新潟事業本部の設置

新潟事業本部の設置の目的

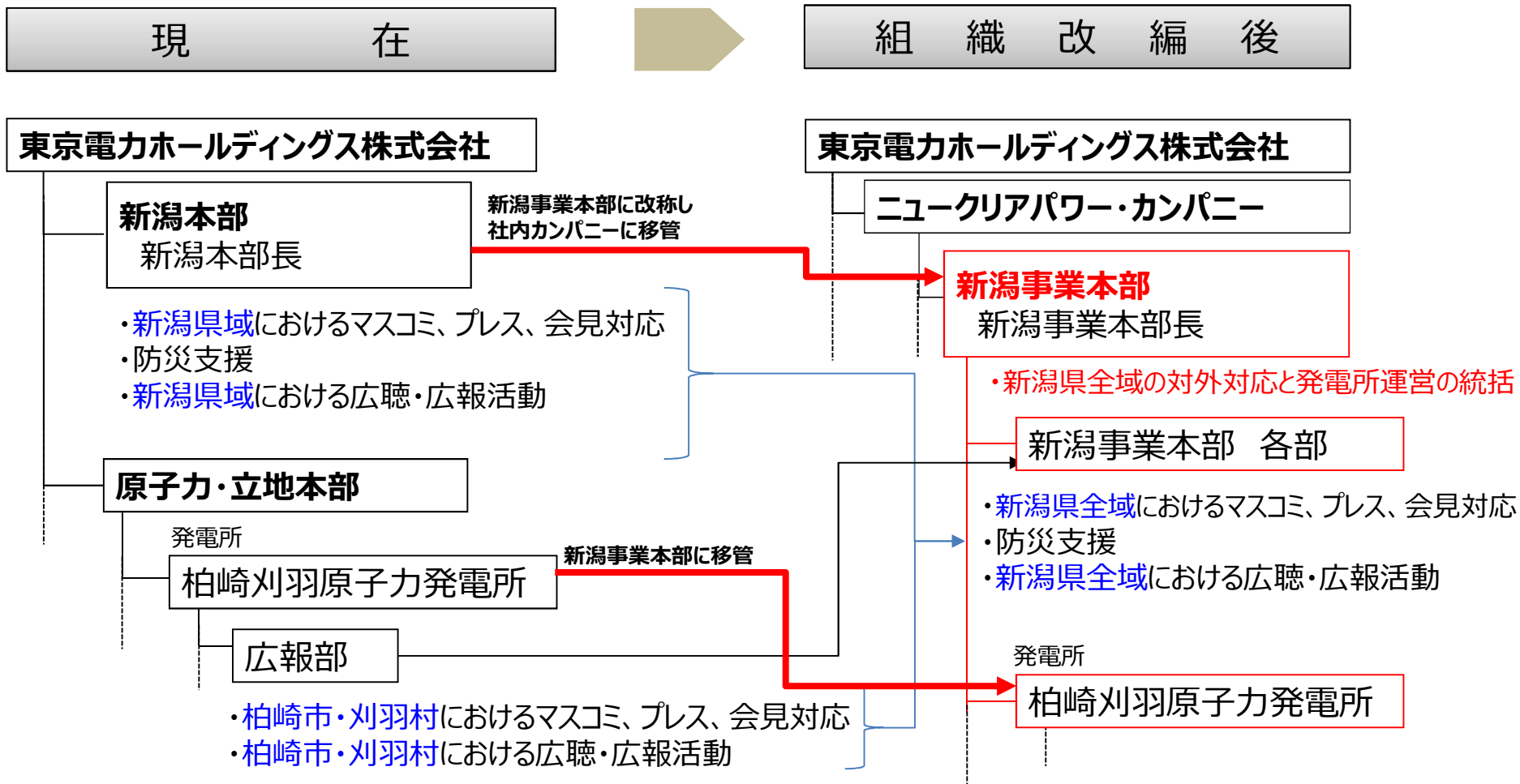
- 新潟県全域のより広範な地域の声を発電所運営に充分活かすべく、新潟県域における対外対応と発電所運営を一体的に進める地元本位な体制を構築

組織改編の内容

- 新潟本部を「新潟事業本部」に改称し、同事業本部内に「柏崎刈羽原子力発電所」を移管
- これに伴い、ニュークリアパワー・カンパニー・プレジデントを補佐する「新潟事業本部長」の職位を創設
 - ・新潟事業本部長は、新潟県全域における対外対応と発電所運営を一体的に運用する組織の長であり、柏崎刈羽原子力発電所長の上位職位
 - ・新潟事業本部長は、新潟県全域における対外対応に加え、発電所を含めた新潟事業本部大の事業管理（品質保証活動、要員の計画、予算業務等）に係る職務を担務
 - ・新潟事業本部長は、品質マネジメントシステムのレビュー等を通じて、柏崎刈羽原子力発電所長の行う保安活動を統括
 - ・柏崎刈羽原子力発電所長は、引き続き発電所における保安に関する業務を統括（新潟事業本部に移管する広報部に関する責任と権限は、新潟事業本部長に変更）
- 柏崎刈羽原子力発電所 広報部を新潟事業本部に移管

①新潟事業本部の設置

組織図



①新潟事業本部の設置

何がよくなるか

- 新潟事業本部長が対外対応と発電所運営を統括する職務を担うことで、発電所運営部門(柏崎刈羽原子力発電所)と対外対応部門(現新潟本部)の相互理解が進み、両組織の課題解決が促進
- 新潟事業本部長が策定した広聴・広報方針に基づき傾聴活動を強化することで、柏崎刈羽地域の声に加え、新潟県全域のより広範な地域の声を発電所運営へ反映
- 柏崎刈羽原子力発電所長は、広報部が新潟事業本部各部へ移管されることで発電所運営により注力

ニュークリアパワー・カンパニー・プレジデント

新潟事業本部長

新潟県域の対外対応と発電所運営の統括

- ・新潟事業本部大の業務計画策定・管理
- ・新潟事業本部大の品質保証活動の総括
- ・新潟事業本部大の要員計画の総括
- ・新潟事業本部大の予算の総括

新潟事業本部 各部 新潟県域の対外対応

- ・広聴・広報対応 など(新潟県域+柏崎刈羽地域)

柏崎刈羽原子力発電所 発電所運営

- ・設備・施設の運転・保安全管理 など
- ・広聴・広報対応総括(柏崎刈羽地域)

広報部移管

Point 1

新潟事業本部長のもと地元本位な体制へ

左記の統括職務を通じ、課題解決、業務品質向上を実現

Point 2

傾聴活動の強化

新潟県全域のより広範な地域の声を発電所運営へ反映

Point 3

発電所運営に注力

発電所長は、広聴・広報機能を移管することで、発電所運営により注力

①新潟事業本部の設置

保安規定の変更点 (KK)

(保安に関する組織)
 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

変更前	【本社】	管理責任者 (原子力・立地本部長)	原子力・立地本部	※ →	原子力・安全統括部	原子力運営管理部	原子力設備管理部	原子燃料サイクル部	原子力人財育成センター	原子力資材調達センター
	【柏崎刈羽原子力発電所】	※ → 所長	(省略)							
変更後	【本社】	管理責任者 (ニュークリアパワー・ カンパニー・プレジデント)	ニュークリアパワー・カンパニー	※ →	原子力経営企画室	原子力安全部	原子力人財育成センター	原子力運営管理部	原子力エンジニアリングセンター	原子力資材調達センター
	【新潟事業本部】	※ → 新潟事業本部長	※※※ →							
	【柏崎刈羽原子力発電所】	※※※ → 所長	(省略)							

本社と柏崎刈羽原子力発電所の間に「**【新潟事業本部】**」を記載し「**新潟事業本部長**」を記載

①新潟事業本部の設置

保安規定の変更点 (KK)

変更前	変更後
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p>	
<p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、<u>原子力安全・統括部</u>、<u>原子力運営管理部</u>、<u>原子力設備管理部</u>、<u>原子燃料サイクル部</u>、<u>原子力人財育成センター</u>、<u>原子力資材調達センター</u>の長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(記載なし)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、<u>原子力・立地本部長</u>を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p>	<p>(4) <u>ニュークリアパワー・カンパニー・プレジデント</u>は、管理責任者として、<u>原子力経営企画室</u>、<u>原子力安全部</u>、<u>原子力人財育成センター</u>、<u>原子力運営管理部</u>、<u>原子力エンジニアリングセンター</u>、<u>原子力資材調達センター</u>の長、<u>新潟事業本部長</u>及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>2. <u>新潟事業本部長</u>は、<u>ニュークリアパワー・カンパニー・プレジデント</u>を補佐し、<u>所長の行う保安活動を統括する。</u></p> <p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、<u>ニュークリアパワー・カンパニー・プレジデント</u>及び<u>新潟事業本部長</u>を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>4. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p>

② 本社の組織改編

- ②-1 原子力経営企画室及び原子力安全部の設置
- ②-2 原子力エンジニアリングセンターの設置
- ②-3 原子燃料サイクル部の機能統合

本社の組織改編の目的

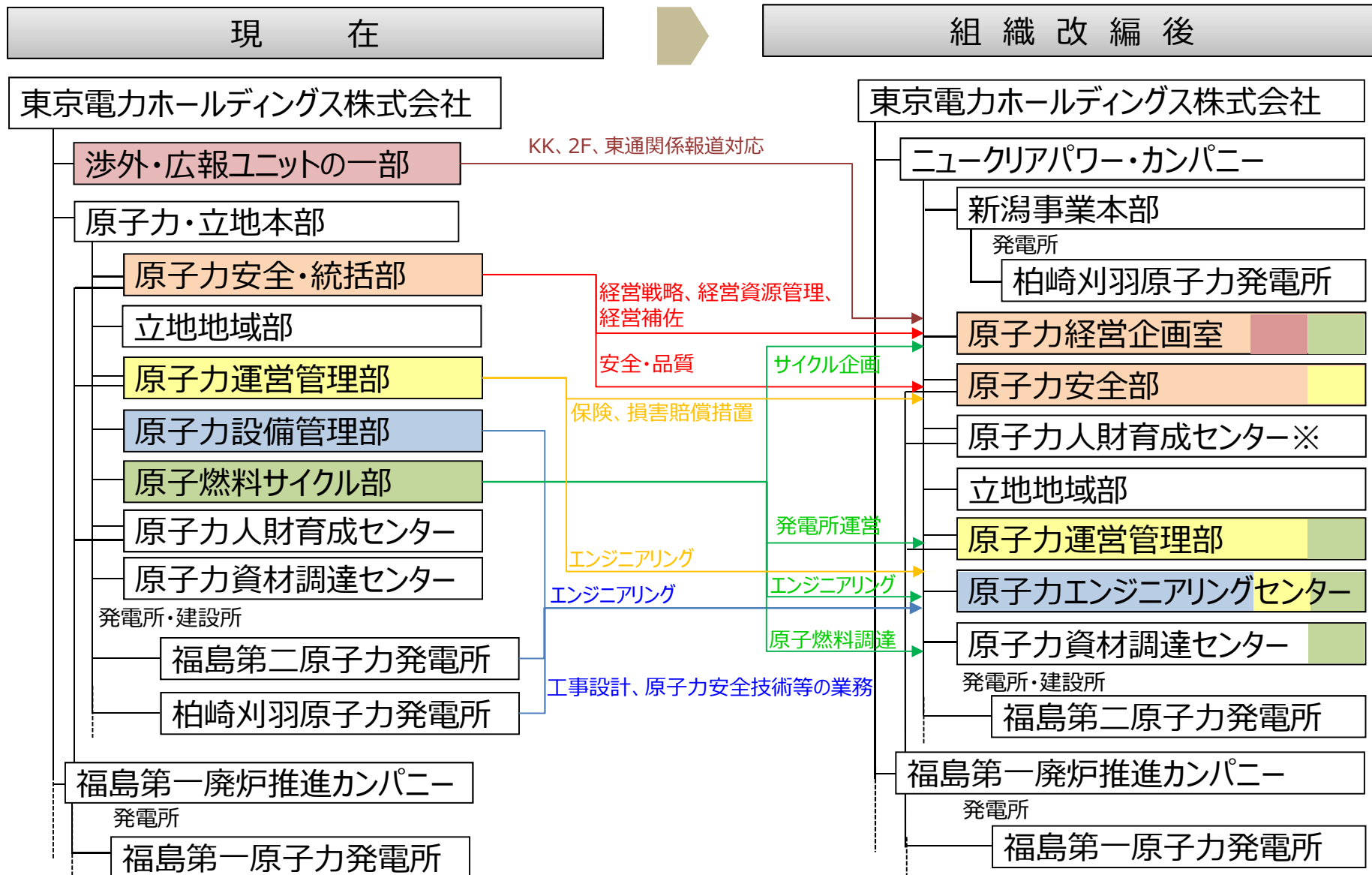
- カンパニー・プレジデントを補佐すべく、中長期の経営戦略機能や経営資源管理機能を強化
- カンパニーにおける安全・品質の管理に特化した組織を設置
- エンジニアリング業務を一貫して実施する体制とすることで安全性を向上
- 原子燃料サイクル部の機能を本社各部室へ統合し、各部室の専門を活かすことで、原子燃料サイクル事業の課題への対応力を強化

組織改編の内容

- 経営戦略機能を担う「原子力経営企画室」を設置
- 安全・品質の管理機能を担う「原子力安全部」を設置
- 本社・発電所のエンジニアリング機能を集約し、「原子力エンジニアリングセンター」を設置
- 原子燃料サイクル部の各機能を親和性のある本社各組織へ統合

② 本社の組織改編

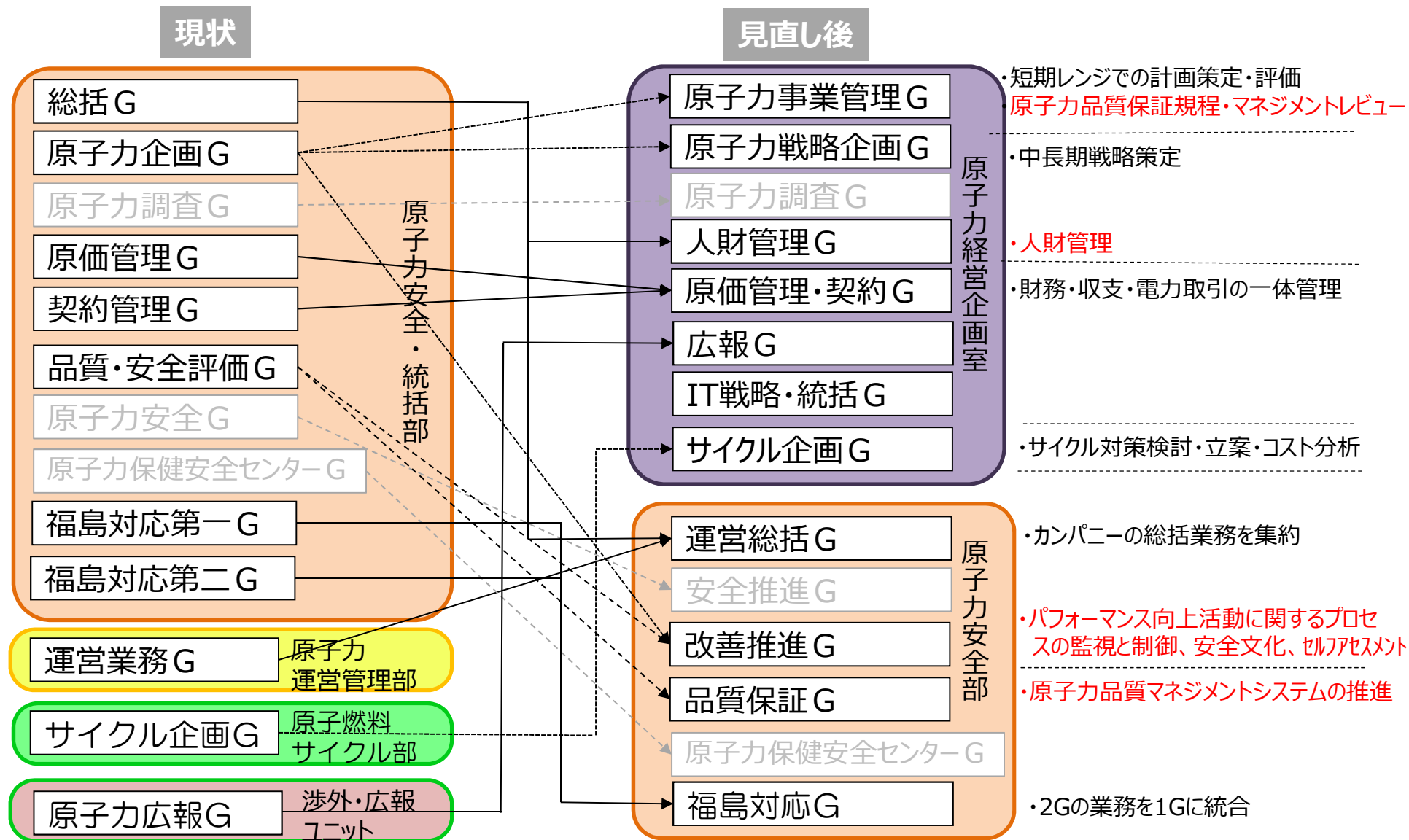
組織図



②-1 原子力経営企画室及び原子力安全部の設置

組織図

灰色：組織変更で業務が変わらないグループ

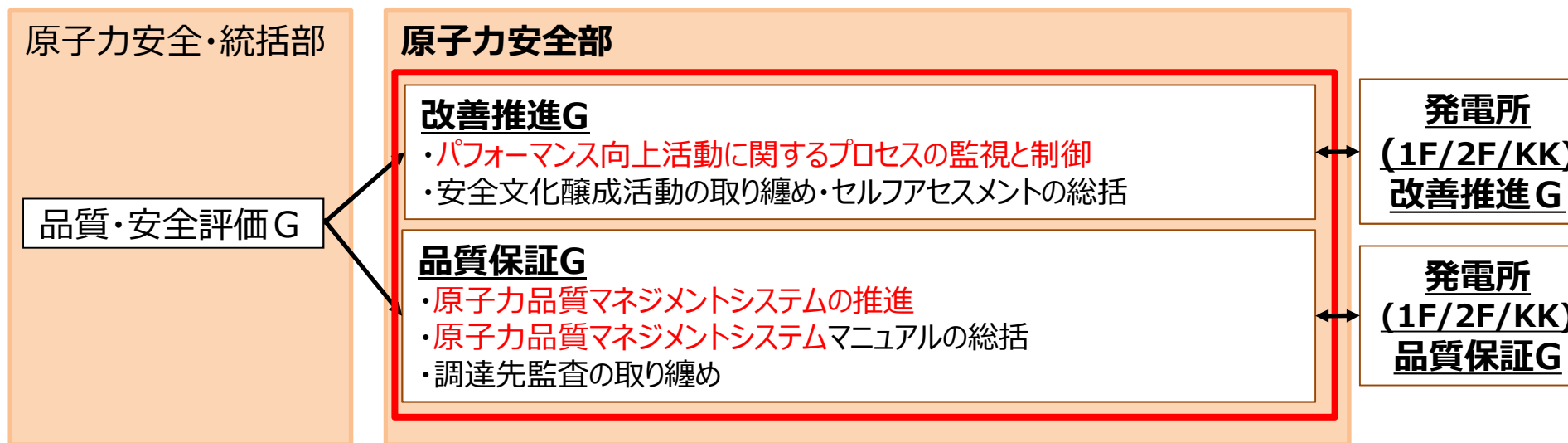


②-1 原子力経営企画室及び原子力安全部の設置

1F/2F/KK¹⁹

原子力安全部のグループ編成

- パフォーマンス向上に関する業務と品質保証に関する業務に専門特化すべく、2つのグループに分割
- 後述するその他発電所の組織改編において、各発電所でも、パフォーマンス向上に関する業務と品質保証に関する業務を担う組織を分割し、発電所・本社間の連携を強化



②-2 原子力エンジニアリングセンターの設置

原子力エンジニアリングセンター設置の目的

- 本社と発電所で分担しているエンジニアリング業務を統合し、一貫した設計思想に基づいた設備設計が可能となり、設計不良・設計齟齬の発生を防止
- エンジニアリソースの集約により、業務品質を高めるとともに技術伝承を的確に実施
- 原子力エンジニアリングセンターが保全の最適化プロセスを一貫した管理のもと実施することで、業務品質を向上
- 発電所は、エンジニアリング業務が原子力エンジニアリングセンターへ移管されることで、これまで以上に保全等現場作業のマネジメントに注力
- エンジニアリングを担う要員を一元的に教育するために、エンジニアリングの機能ごとに求められる知識、技量を明確に定義

以上により、**原子力安全の向上**を見込む

組織改編の内容

- 「原子力エンジニアリングセンター」を設置し、原子力設備管理部、原子力運営管理部(燃料)、原子燃料サイクル部（サイクル関係の設備）、発電所（工事設計、原子力安全技術等）のエンジニアリング機能に移管

②-2 原子力エンジニアリングセンターの設置

原子力エンジニアリングセンター設置後の業務所掌

- ① 設計の段階に応じた業務所掌（本社 … 概念・基本設計、発電所 … 詳細設計）から、原子力エンジニアリングセンターが一貫して実施するように変更
- ② 安全対策や性能向上・既存設計の変更を伴う工事は、設計含め原子力エンジニアリングセンターが所管。発電所は定例点検や修理等を所管

プロセス	現在	原子力エンジニアリングセンター 設置後
1. 基本設計	本社	原子力エンジニアリングセンター
2. 詳細設計	発電所	
3. 調達／施工※		
4. 試験・検査※		
5. 運転側へ引き渡し		

※施工の工事監理、検査の現場管理は発電所が主担当、原子力エンジニアリングセンターが支援

②-3 原子燃料サイクル部の機能統合

原子燃料サイクル部の機能統合の目的

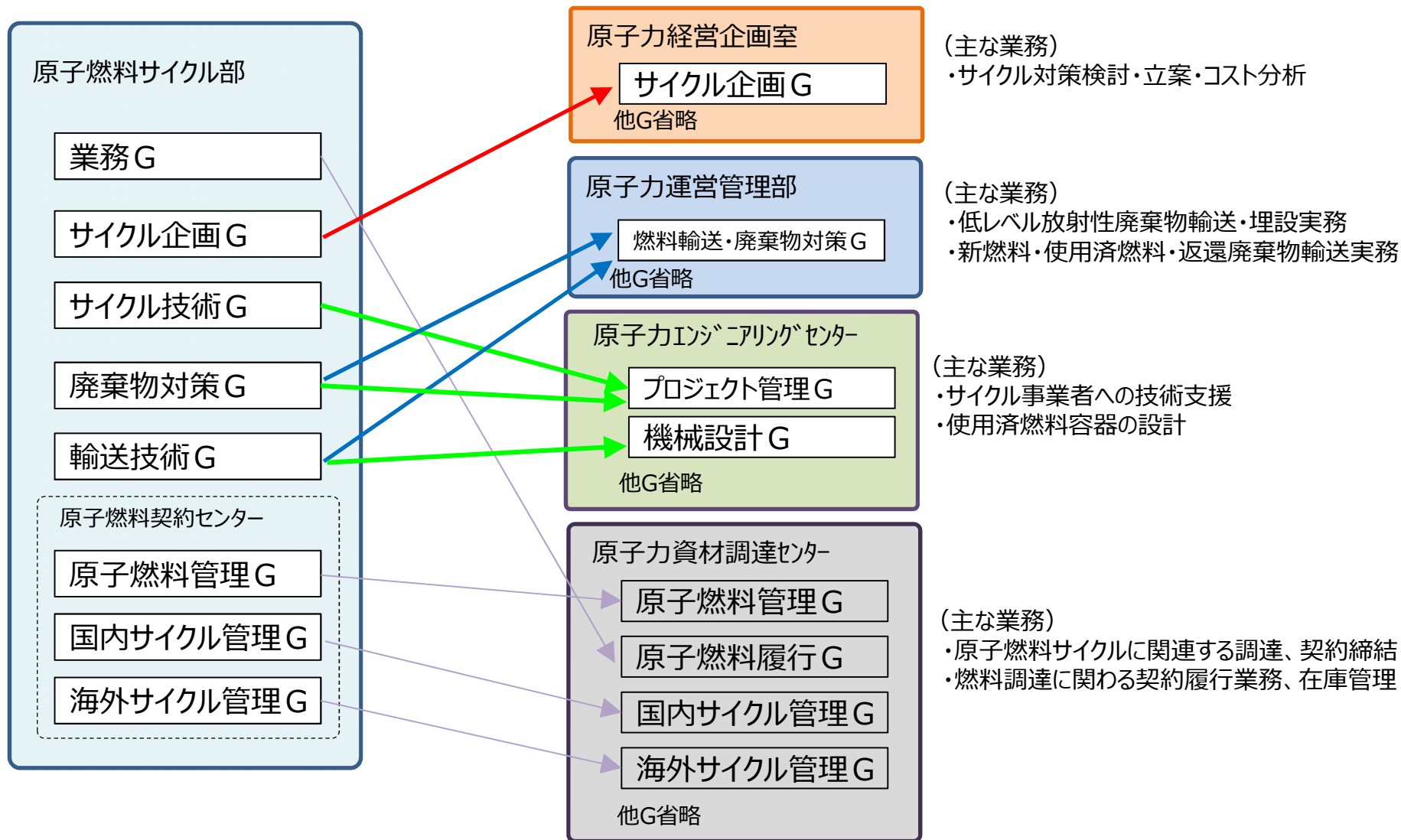
- サイクル事業者に対する技術支援について原子力部門のリソースを効率よく投入し、六ヶ所再処理工場やむつ中間貯蔵施設等のサイクル施設の早期操業開始や安全かつ効率的な操業を達成することを通じて、当社原子力発電所の安定的な運転に貢献

組織改編の内容

- 原子燃料サイクル部の各機能を親和性のある本社各組織へ統合
- 具体的には、企画機能を経営企画室、発電所運営に近い機能（燃料、廃棄物輸送等）を原子力運営管理部、エンジニアリング機能を原子力エンジニアリングセンター、調達機能を原子力資材調達センターに統合
- なお、各組織に統合後、組織横断的に業務を推進する必要があることから、サイクル関係の諸課題への対応についてプレジデントを補佐する原子燃料サイクル責任者を設置

②-3 原子燃料サイクル部の機能統合

組織改編内容・組織図

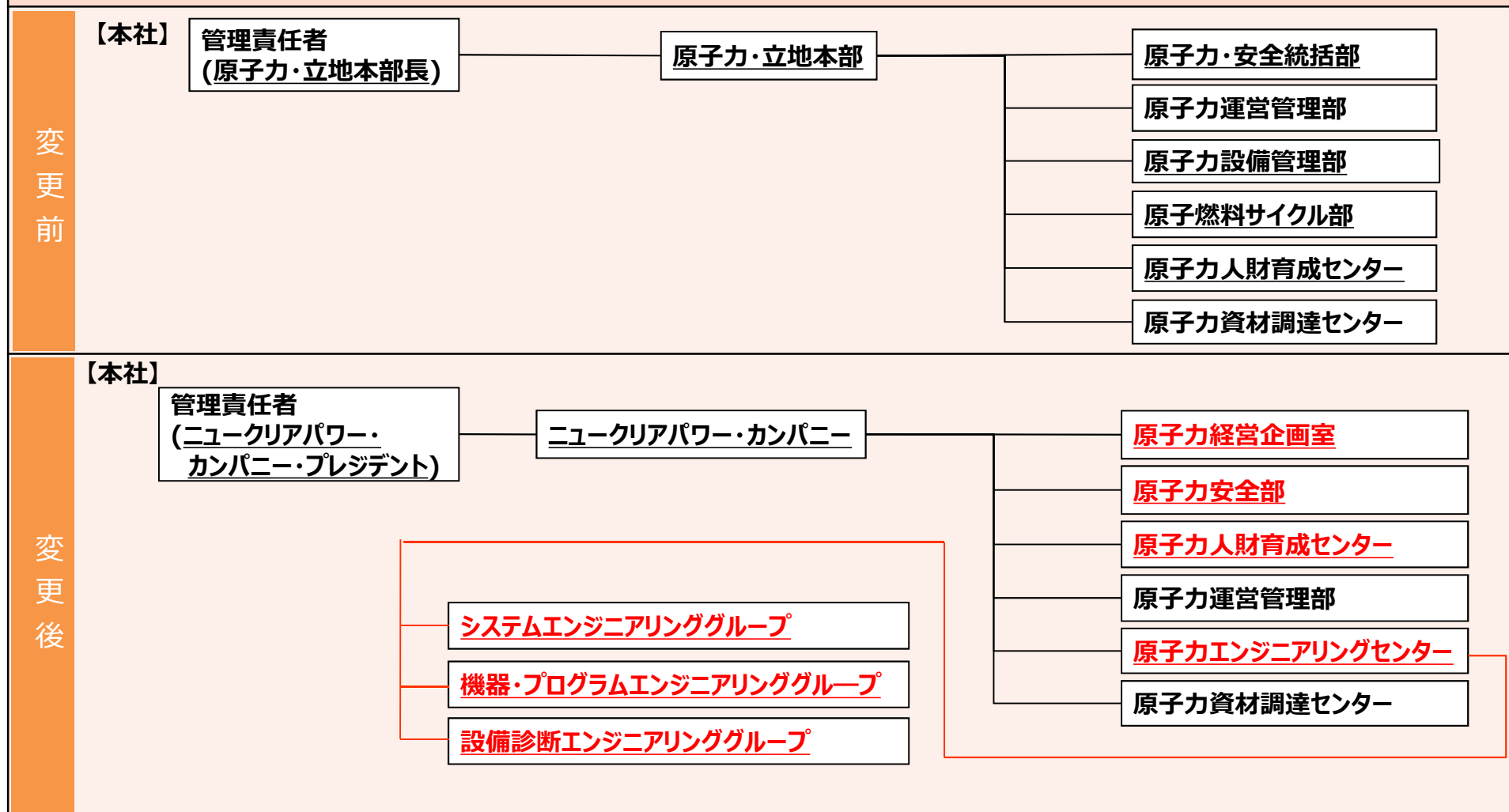


② 本社の組織改編

保安規定の変更点（KKを代表）

（保安に関する組織）

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。



② 本社の組織改編 保安規定の変更点（KKを代表）

変更前	変更後
<p>（保安に関する職務） 第5条</p>	
<p>（5）<u>原子力安全・統括部</u>は、管理責任者を補佐し、<u>原子力・立地本部</u>における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う。</p>	<p>（5）<u>原子力経営企画室</u>は、管理責任者を補佐し、<u>ニュークリアパワー・カンパニー</u>における安全・品質の管理（<u>原子力安全部所管業務を除く。</u>）及び要員の計画、管理に関する業務を行う。</p> <p><u>（6）原子力安全部は、ニュークリアパワー・カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</u></p>
<p>* 原子力経営企画室及び原子力安全部の設置に伴い、「安全・品質の管理（原子力品質保証規程・マネジメントレビューの総括）」及び「要員の計画、管理」は、原子力経営企画室に移管、「安全・品質の管理（パフォーマンス向上に関するプロセスの監視と統制、安全文化醸成活動の推進、品質マネジメントシステムの推進等）」は、原子力安全部に移管</p>	
<p><u>（6）原子力運営管理部</u>は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務（<u>原子力設備管理部所管業務を除く。</u>）を行う。</p>	<p><u>（8）原子力運営管理部</u>は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務（<u>原子力エンジニアリングセンター所管業務を除く。</u>）を行う。</p>
<p><u>（8）原子燃料サイクル部</u>は、<u>原子燃料の調達に関する業務</u>を行う。</p>	<p>削除（原子力資材調達センターに移管）</p>
<p><u>（10）原子力資材調達センター</u>は、<u>調達先の評価・選定に関する業務</u>を行う。</p>	<p><u>（13）原子力資材調達センター</u>は、<u>原子燃料の調達</u>及び<u>調達先の評価・選定に関する業務</u>を行う。</p>
<p>・原子力運営管理部の燃料管理エンジニアリング業務を原子力エンジニアリングセンターに移管することから「原子力エンジニアリングセンター所管業務を除く。」と記載</p> <p>・原子燃料サイクル部の機能統合に伴い、「原子燃料の調達」に関する業務は、原子力資材調達センターに移管</p>	

② 本社の組織改編

保安規定の変更点（KKを代表）

変更前	変更後
<p>(7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p>	<p><u>(9) 原子力エンジニアリングセンターは、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務並びに原子力技術の総括及び設備信頼性向上のための技術検討に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(10) システムエンジニアリンググループは、保全プログラム策定の総括及びシステムの信頼性維持向上のための技術検討に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(11) 機器・プログラムエンジニアリンググループは、各設備点検結果の評価、機器の信頼性維持向上のための技術検討、原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括及び原子炉冷却材温度制限値の設定に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(12) 設備診断エンジニアリンググループは、状態監視プログラムの実行管理に関する業務を行う。</u></p>
<p>・本社と発電所で分担していたエンジニアリング業務を原子力エンジニアリングセンターが一貫して担うことから、原子力エンジニアリングセンターの職務として「原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務並びに原子力技術の総括及び設備信頼性向上のための技術検討に関する業務を行う。」と記載</p> <p>・原子力エンジニアリングセンターのうち(10)～(12)のグループは、発電所の保安活動に密接に関連した技術検討を担うため、当該グループの職務を記載</p>	

② 本社の組織改編

保安規定の変更点（KKを代表）

2F/KK 27

変更前	変更後
（保安に関する職務） 第5条	
<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p><u>（5）安全総括グループは、定期検査、定期安全管理審査の総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（8）原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（9）技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>＜福島第二の場合は、原子炉安全Gが「原子力安全の総括」と「原子力技術の総括」を担っているため、技術計画Gは存在しない＞</p> <p>・柏崎刈羽では「原子炉安全G」、「技術計画G」、福島第二では「原子炉安全G」の職務が、「安全総括G」及び原子力エンジニアリングセンターに移管</p>	<p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p><u>（6）安全総括グループは、定期検査、定期安全管理審査及び原子力安全の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>削除（「原子力安全の総括」は、「安全総括グループ」に移管）</p> <p>削除（「原子力技術の総括」は原子力エンジニアリングセンターに移管）</p>
<p><u>（22）タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>・発電所のエンジニアリング業務を原子力エンジニアリングセンターに移管することから、「原子力エンジニアリングセンター所管業務を除く。」と記載。当該表記は、KKの場合、作業統括G、タービンG、原子炉G、電気機器G、計測制御G、環境施設G、電子通信G、土木G、建築G、安全施設工事Gが該当。2Fの場合は、保全総括G、機械第一/第二G、電気機器第一/第二G、計測制御G、環境施設Gが該当</p>	<p><u>（21）タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務（<u>原子力エンジニアリングセンター所管業務を除く。</u>）を行う。</u></p>

② 本社の組織改編

保安規定の変更点（KKを代表）

変更前	変更後
（保安に関する職務）	
第5条	
<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>（1）本社各部長（原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、<u>原子力・立地本部長</u>を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p>	<p>4. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>（1）本社各部長（<u>原子力経営企画室長</u>、<u>原子力人財育成センター所長</u>、<u>原子力エンジニアリングセンター所長</u>及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、<u>ニュークリアパワー・カンパニー・プレジデント</u>を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部（<u>当該室及び当該センターを含む。</u>）が所管するグループの業務を統括管理する。</p>
（原子力発電保安委員会）	
第6条	
<p>4. 保安委員会は、委員長、<u>原子力安全・統括部長</u>、<u>原子力運営管理部長</u>、<u>原子力設備管理部長</u>、原子炉主任技術者に加え、…（以下略）</p>	<p>4. 保安委員会は、委員長、<u>原子力経営企画室長</u>、<u>原子力安全部長</u>、<u>原子力運営管理部長</u>、<u>原子力エンジニアリングセンター所長</u>、原子炉主任技術者に加え、…（以下略）</p>
・本社各部長の名称変更	

② 本社の組織改編

保安規定の変更点（KKを代表）

変更前	変更後
（原子炉施設の定期的な評価）	
第10条	
<p>原子炉安全GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</p> <p>（中略）</p>	<p>安全総括GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、組織は、以下の事項を実施する。</p> <p>（中略）</p>
<ul style="list-style-type: none">・原子炉安全GMを「安全総括GM」に変更・これまで発電所で実施していたため「各GM」と記載していたものを発電所及び本社で実施することに変更したため「組織」と変更	
（異常発生時の基本的な対応）	
第76条	
<p>（中略）</p> <p>4. 当該号炉を所管する運転管理部長及び各GMは、第1項、第2項又は第3項について次に示す必要な措置を講じる。</p> <p>（1）当該号炉を所管する運転管理部長は、各GMに異常の原因調査・・・（中略）</p> <p>（2）各GMは、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、・・・（中略）</p>	<p>（中略）</p> <p>4. 当該号炉を所管する運転管理部長及び組織は、第1項、第2項又は第3項について次に示す必要な措置を講じる。</p> <p>（1）当該号炉を所管する運転管理部長は、組織に異常の原因調査・・・（中略）</p> <p>（2）組織は、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、・・・（中略）</p>
<ul style="list-style-type: none">・これまで発電所で実施していたため「各GM」と記載していたものを発電所及び本社で実施することに変更したため「組織」と変更	

② 本社の組織改編

保安規定の変更点（KKを代表）

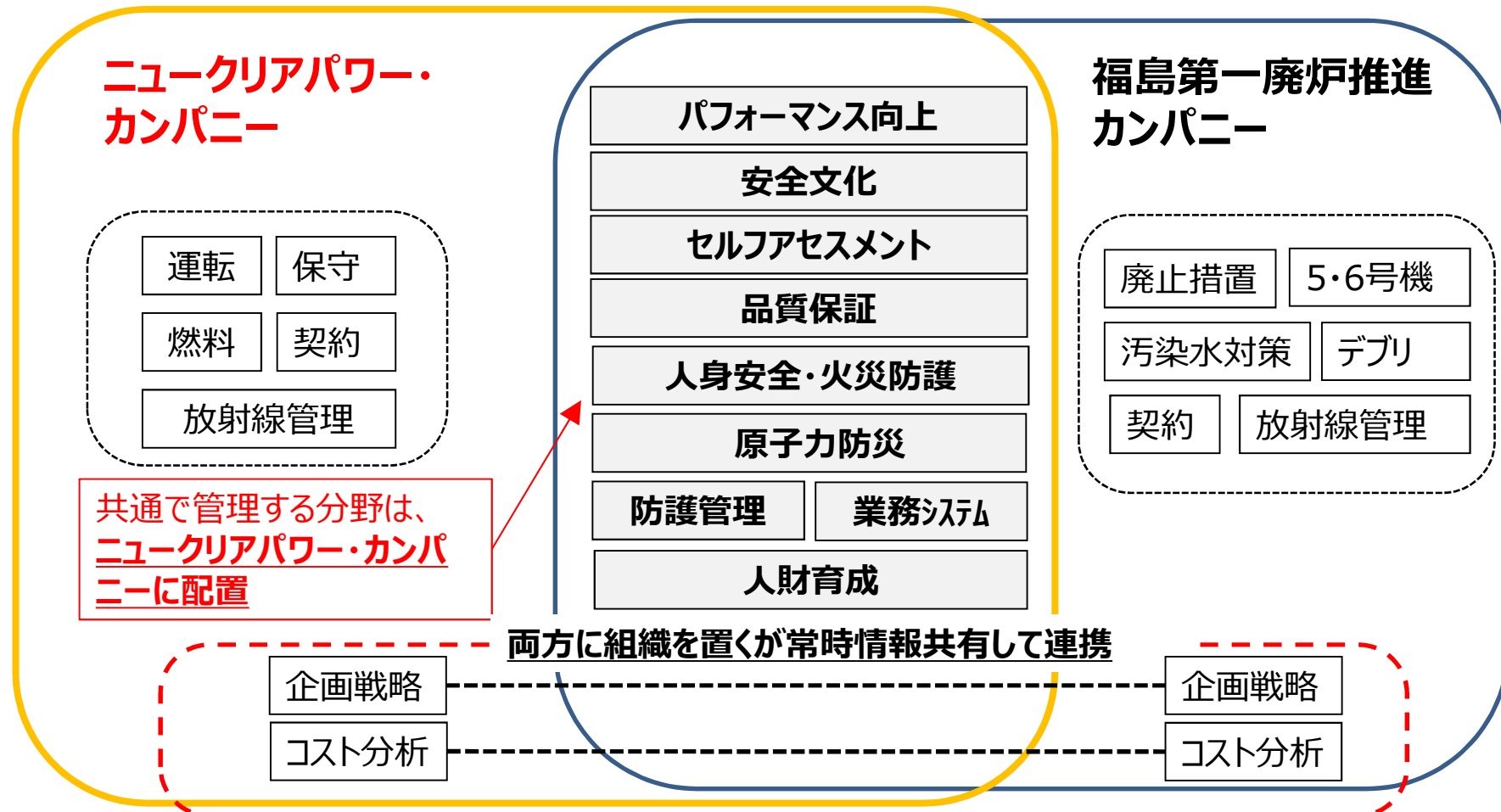
変更前	変更後
（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針）第107条の2	
<p>高経年化評価GM（2F：原子炉安全GM）は、重要度分類指針における…（中略）…これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>2. 各GMは、第11条の2…（以下略）</p>	<p>機器・プログラムエンジニアリングGMは、重要度分類指針における…（中略）…これに基づき、組織は、以下の事項を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>2. 組織は、第11条の2…（以下略）</p>
<p>・KKの場合は高経年化評価GM、2Fの場合は原子炉安全GMを「機器・プログラムエンジニアリングGM」に変更</p> <p>・これまで発電所で実施していたため「各GM」と記載していたものを発電所及び本社で実施することに変更したため「組織」と変更</p>	

- その他：業務所掌の変更により、以下条文中で主語を変更

条文	変更前	変更後
（原子炉停止時冷却系その2） 第35条	原子炉安全GM	安全総括GM
（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）第37条	KK：高経年化評価GM 2F：原子炉安全GM	機器・プログラムエンジニアリングGM
（原子力防災資機材等） 第110条	技術計画GM（2F：原子炉安全GM）及び発電GM	安全総括GM 及び 発電GM

③ 福島第一廃炉推進カンパニーと共通する機能

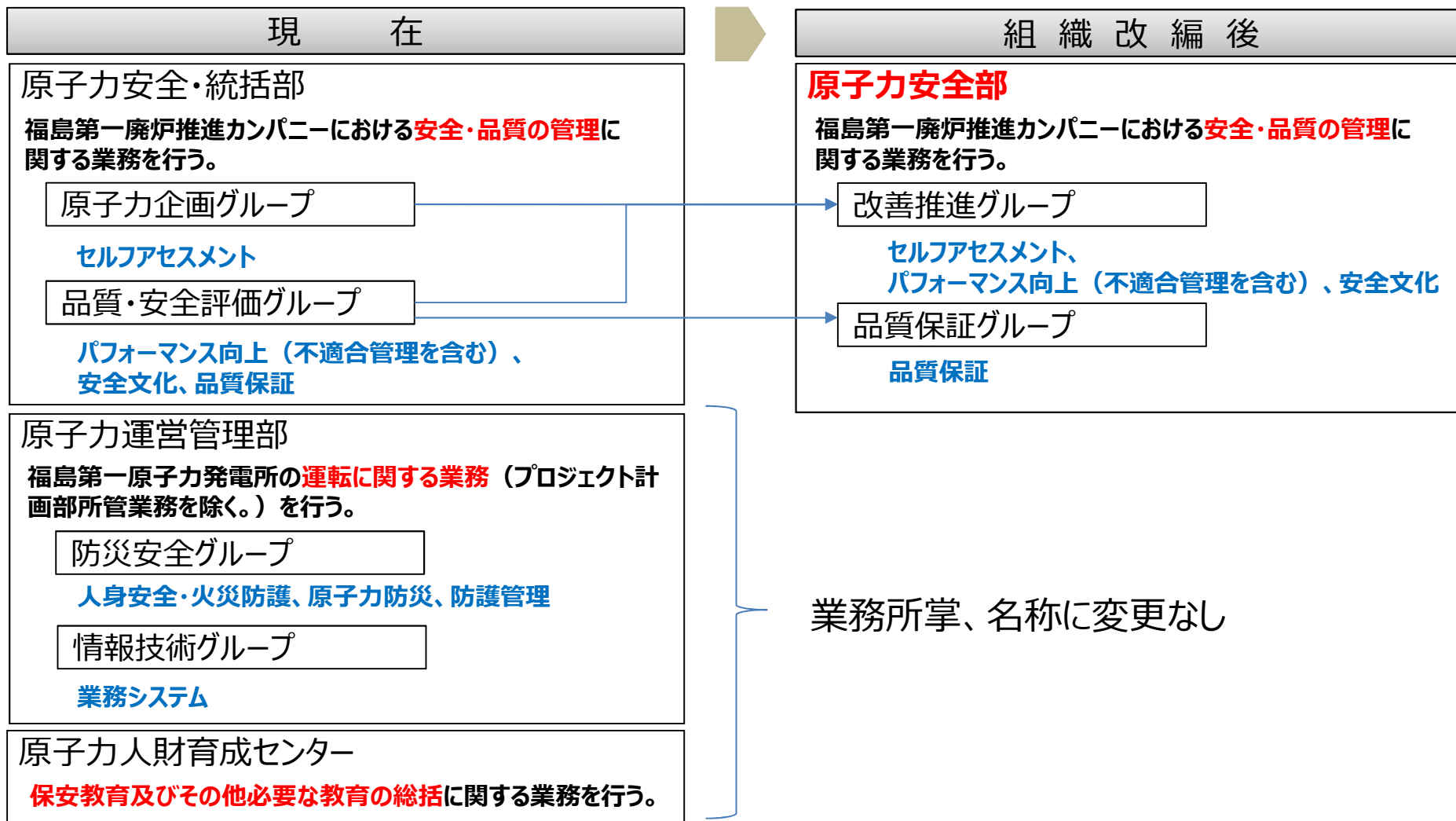
- ニュークリアパワー・カンパニーと福島第一廃炉推進カンパニーで共通する機能については、引き続き一体運用することに変更なし（職制及び職務権限規程に記載）



③ 福島第一廃炉推進カンパニーと共通する機能

福島第一廃炉推進カンパニーと共通する機能

- 原子力安全・統括部が担っている「安全・品質の管理」は、原子力安全部に移管。その他業務については変更なし

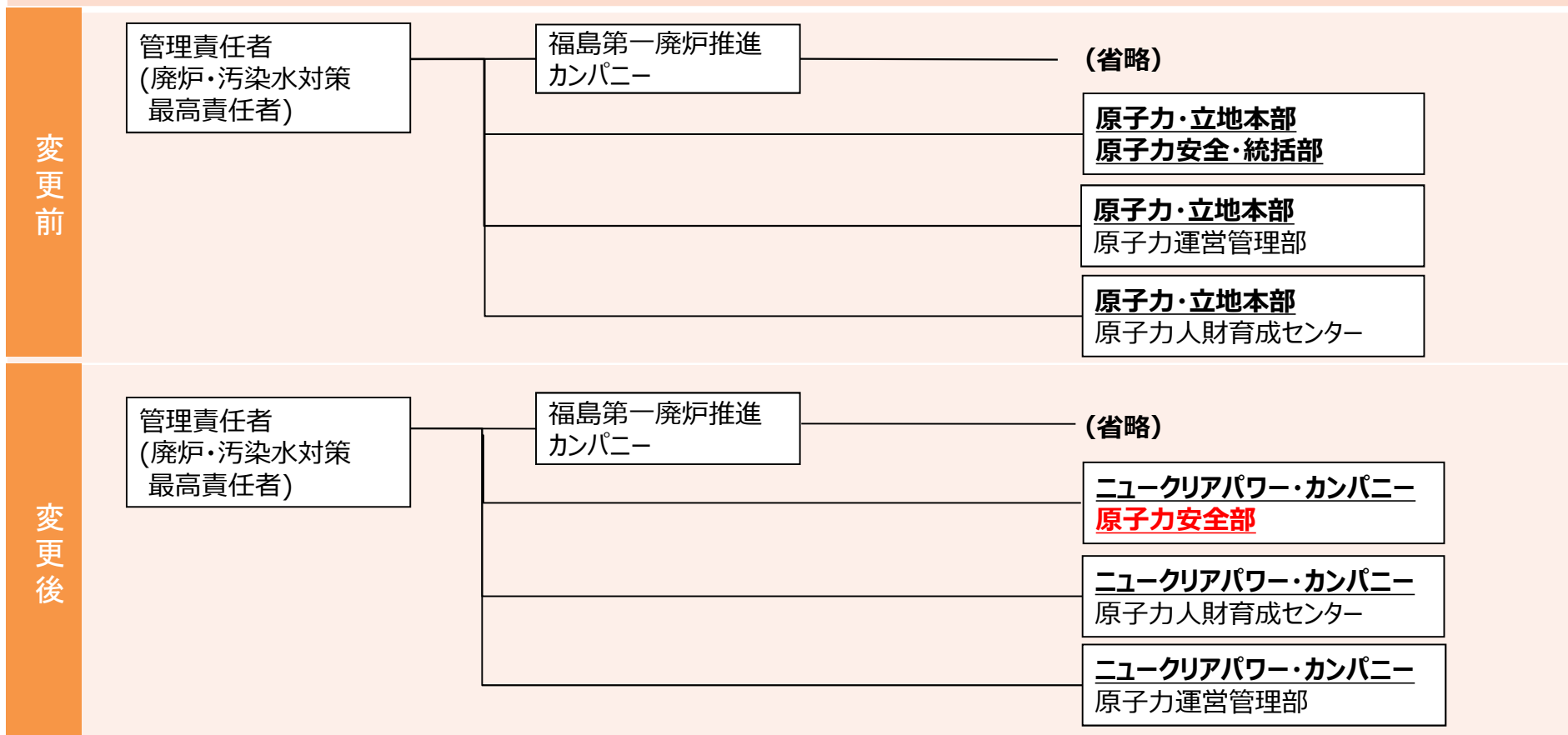


③ 福島第一廃炉推進カンパニーと共通する機能

実施計画の変更点 (1F)

(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。



「原子力安全・統括部」を「**原子力安全部**」に改称。同様の変更は以下の箇所であり、第1編及び第2編ともに変更・第3条（品質保証計画）、第5条（保安に関する職務）、第6条（福島第一廃止措置保安委員会）

(2) 発電所の組織改編

- ④-1 : 業務統括室及び改善推進グループの設置
(福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所共通)
- ④-2 : 防災・放射線安全部の分割 (福島第二原子力発電所)
- ④-3 : 柏崎刈羽原子力発電所の組織改編

④-1：業務統括室及び改善推進グループの設置
(福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所共通)

業務統括室及び改善推進グループ設置の目的

- パフォーマンス改善に対する発電所長のガバナンスを強化し、パフォーマンス改善を強力に推進

組織改編の内容

【2F】

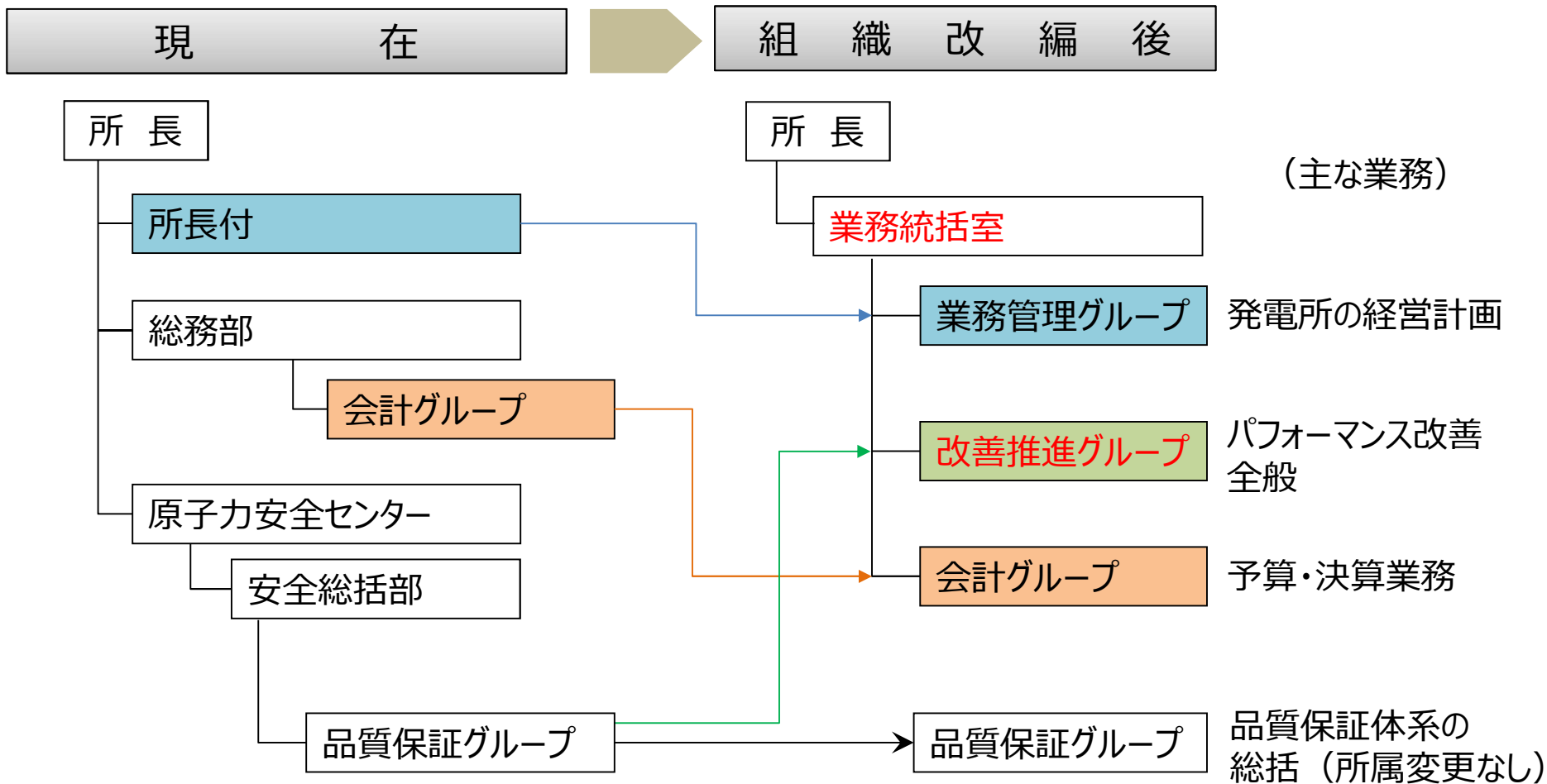
- 発電所長直轄の組織として「業務統括室」を設置し、同室内にパフォーマンス改善を強力に推進するための「改善推進グループ」を設置する。
- これに伴い、安全総括部品質保証グループからパフォーマンス改善全般に関する業務を移管

【KK】

- 発電所長直轄の組織として「業務統括室」を設置し、同室内に「安全総括部改善推進グループ」を移管。その上で、改善推進グループの職務として「外部レビュー指摘事項及びパフォーマンス改善に関する業務」を追記

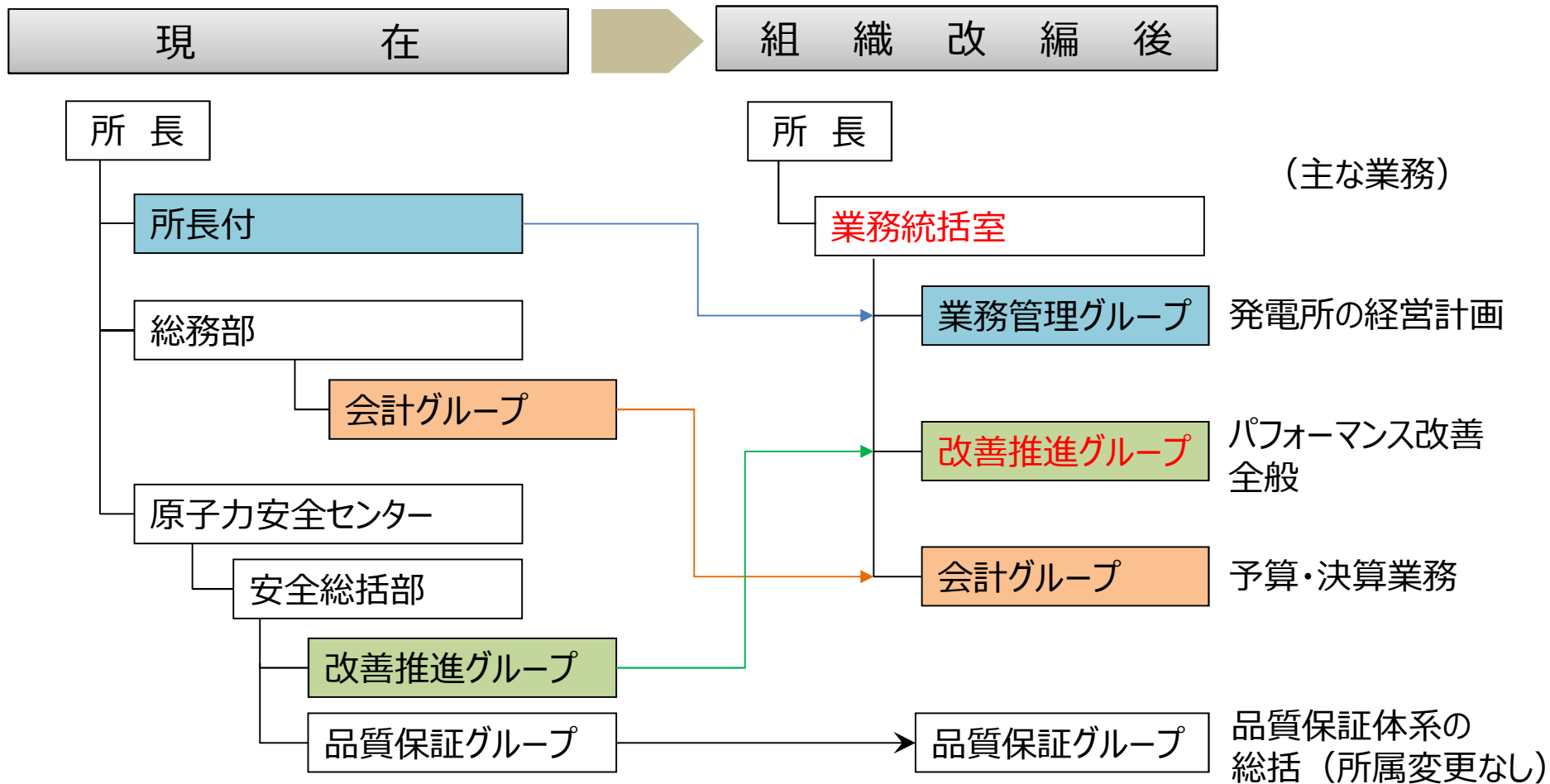
④-1 業務統括室及び改善推進グループの設置

組織図 (2F)



④-1 業務統括室及び改善推進グループの設置

組織図 (KK)

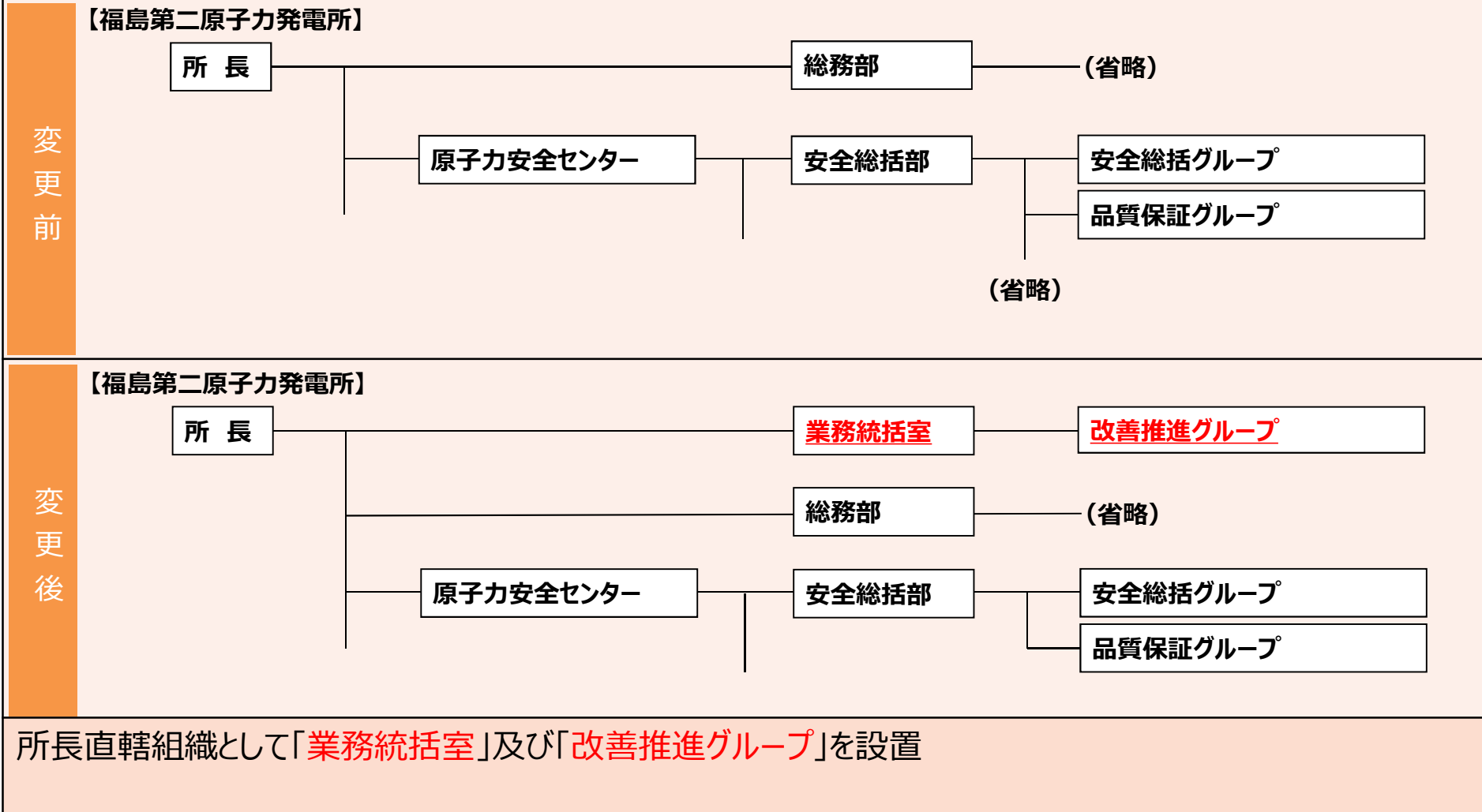


④-1 業務統括室及び改善推進グループ°の設置

保安規定の変更点 (2F)

(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。



所長直轄組織として「業務統括室」及び「改善推進グループ°」を設置

④-1 業務統括室及び改善推進グループの設置 保安規定の変更点（2F）

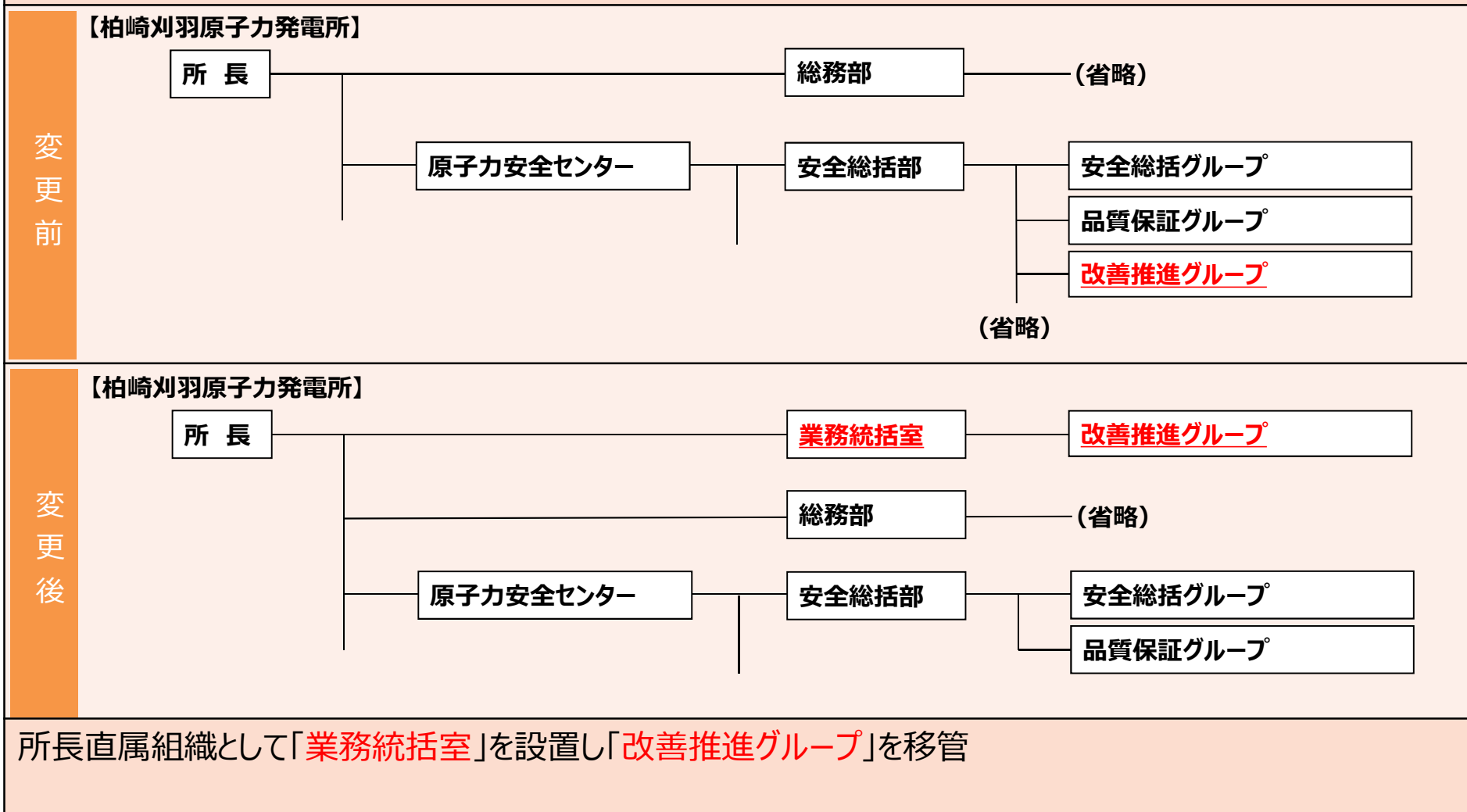
変更前	変更後
（保安に関する職務）第5条	
<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 （記載なし）</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>（4）発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p>	<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 <u>（2）改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用、外部レビュー指摘事項及びパフォーマンス改善全般に関する業務を行う。</u></p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>（4）発電所各部長<u>（業務統括室長を含む。）</u>は、第4条の定めのとおり、当該部<u>（当該室を含む。）</u>が所管するグループの業務を統括管理する。</p>
<p>・改善推進グループを追加し、「改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用、外部レビュー指摘事項及びパフォーマンス改善全般に関する業務を行う。」と記載。このうち「不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務」は、品質保証グループの「品質保証体系の総括に関する業務」から移管</p>	

④-1 業務統括室及び改善推進グループの設置

保安規定の変更点 (KK)

(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。



④-1 業務統括室及び改善推進グループの設置 保安規定の変更点(KK)

KK 42

変更前	変更後
(保安に関する職務) 第5条	
<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p><u>(7)</u> 改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(5) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p>	<p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p><u>(2)</u> 改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用、<u>外部レビュー指摘事項及びパフォーマンス改善全般</u>に関する業務を行う。</p> <p>4. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(5) 発電所各部長 <u>(業務統括室長を含む。)</u> は、第4条の定めのとおり、当該部 <u>(当該室を含む。)</u> が所管するグループの業務を統括管理する。</p>
<p>・改善推進グループの職務に「外部レビュー指摘事項及びパフォーマンス改善全般に関する業務」を追記</p> <p>・同グループは、安全総括部から業務統括室に移管</p>	

④-2 : 防災・放射線安全部の分割 (福島第二原子力発電所)

④-2 防災・放射線安全部の分割

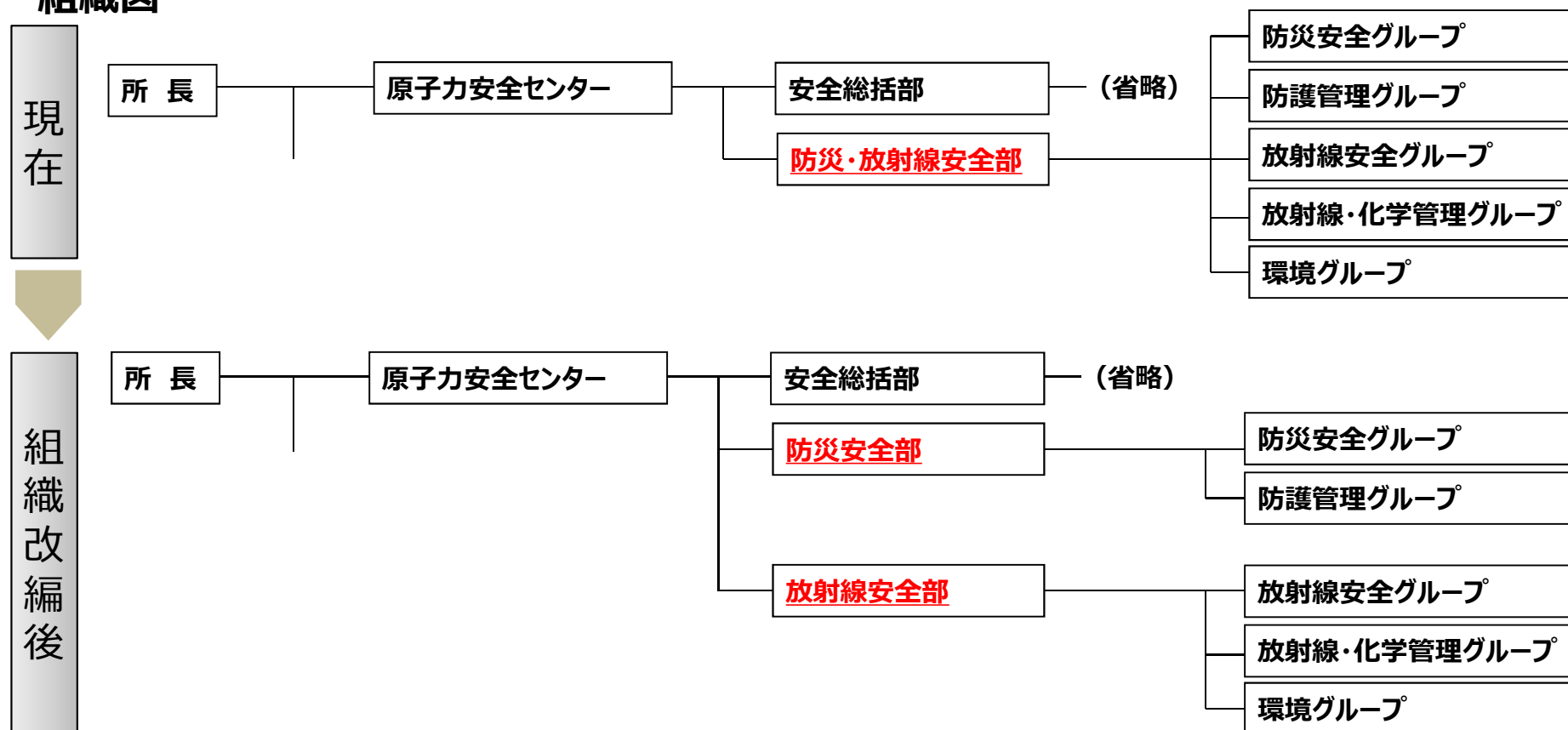
防災・放射線安全部分割の目的

- 防災安全・放射線安全部長の管理スパンを適切に設定し、防災安全に関する業務の安全性を一層高め、改善を推進

組織改編の内容

- 原子力安全センター所長の下に、防災・放射線安全部を分割し、「防災安全部」と「放射線安全部」を設置

組織図



④-2 防災・放射線安全部の分割

2F

45

保安規定の変更点 (2F)

(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

変更前

【福島第二原子力発電所】

所長

原子力安全センター

総務部

(省略)

安全総括部

(省略)

防災・放射線安全部

防災安全グループ

防護管理グループ

放射線安全グループ

放射線・化学管理グループ

環境グループ

変更後

【福島第二原子力発電所】

所長

原子力安全センター

総務部

(省略)

安全総括部

(省略)

防災安全部

放射線安全部

防災安全グループ

防護管理グループ

放射線安全グループ

放射線・化学管理グループ

環境グループ

「防災・放射線安全部」を分割し、「**防災安全部**」と「**放射線安全部**」を設置

④-2 防災・放射線安全部の分割

保安規定の変更点 (2F)

変更前	変更後
(保安に関する職務) 第5条	
<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 (2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部<u>及び防災・放射線安全部</u>の業務を統括管理する。</p>	<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 (2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部、<u>防災安全部及び放射線安全部</u>の業務を統括管理する。</p>

④-3 : 柏崎刈羽原子力発電所の組織改編

- ④-3-1 : 放射線安全部内の職務分掌の見直し
- ④-3-2 : 作業統括グループの設置
- ④-3-3 : 安全施設工事グループの設置

④-3-1放射線安全全部内の職務分掌の見直し

放射線安全全部内の職務分掌見直しの目的

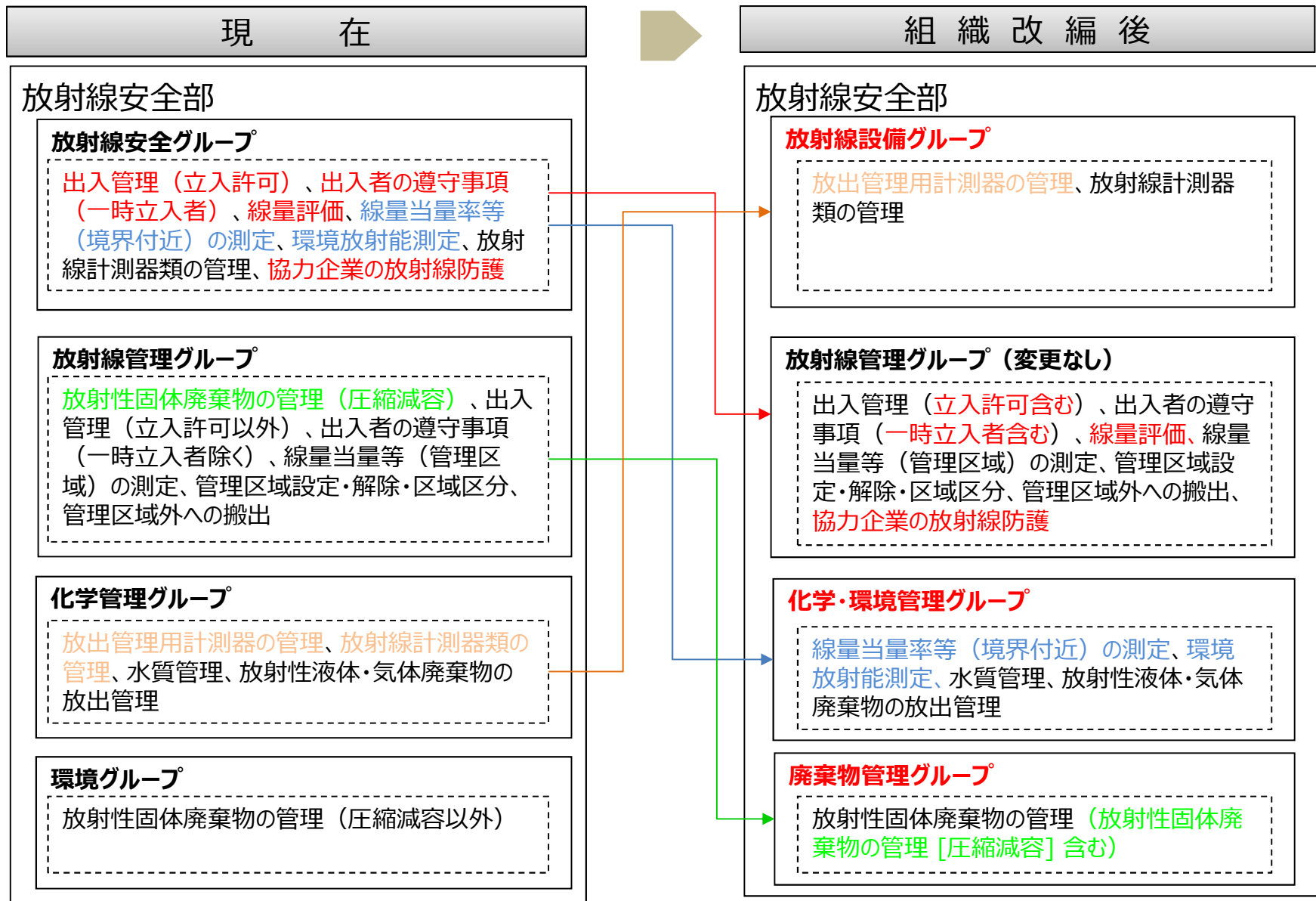
- 新規制基準対応による放射線安全全部の計測器類の管理業務の増加を踏まえ、放射線安全全部内の職務分掌を見直し、業務品質の向上を指向

職務分掌見直しの内容

- 放射線安全全部内のグループ名称を変更し、類似業務を統合
 - ✓ 「放射線設備グループ」は計測器類の管理全般
 - ✓ 「放射線管理グループ（名称変更なし）」は放射線管理全般
 - ✓ 「化学・環境管理グループ」は放射性気体・液体廃棄物及び環境を含めた化学管理全般
 - ✓ 「廃棄物管理グループ」は放射性固体廃棄物管理全般

④-3-1放射線安全部内の職務分掌の見直し

組織図



④-3-1放射線安全全部内の職務分掌の見直し

保安規定の変更点 (KK)

変更前	変更後
(保安に関する職務) 第5条	
<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p><u>(12) 放射線安全グループ</u>は、<u>放射線管理（放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>(13) 放射線管理グループ</u>は、発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(14) 化学管理グループ</u>は、化学管理<u>及び</u>放射性気体・液体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(15) 環境グループ</u>は、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p>	<p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p><u>(10) 放射線設備グループ</u>は、<u>計測器類の管理（計測制御グループ所管業務を除く。）</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>(11) 放射線管理グループ</u>は、発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(12) 化学・環境管理グループ</u>は、化学管理、<u>放射性気体・液体廃棄物の管理及び環境放射能測定</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>(13) 廃棄物管理グループ</u>は、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p>

④-3-1放射線安全全部内の職務分掌の見直し

保安規定の変更点（KK）

- 第5条における職務分掌の変更により、以下の条文で主語を変更（名称変更は除く）

条文	変更前	変更後
（放射性固体廃棄物の管理） [第1項ロのみ] 第87条	放射線管理GM	廃棄物管理GM
（放出管理用計測器の管理） 第90条	化学管理GM	放射線設備GM
（管理区域への出入管理） 第95条	放射線安全GM	放射線管理GM
（管理区域出入者の遵守事項） 第96条	放射線安全GM	放射線管理GM
（線量の評価） 第99条	放射線安全GM	放射線管理GM
（外部放射線に係る線量当量率等の測定） 第101条	放射線安全GM	化学・環境管理GM
（放射線計測器類の管理） 第102条	化学管理GM	放射線設備GM
（協力企業の放射線防護） 第105条	放射線安全GM	放射線管理GM

④-3-2 作業統括グループの設置

作業統括グループ設置の目的

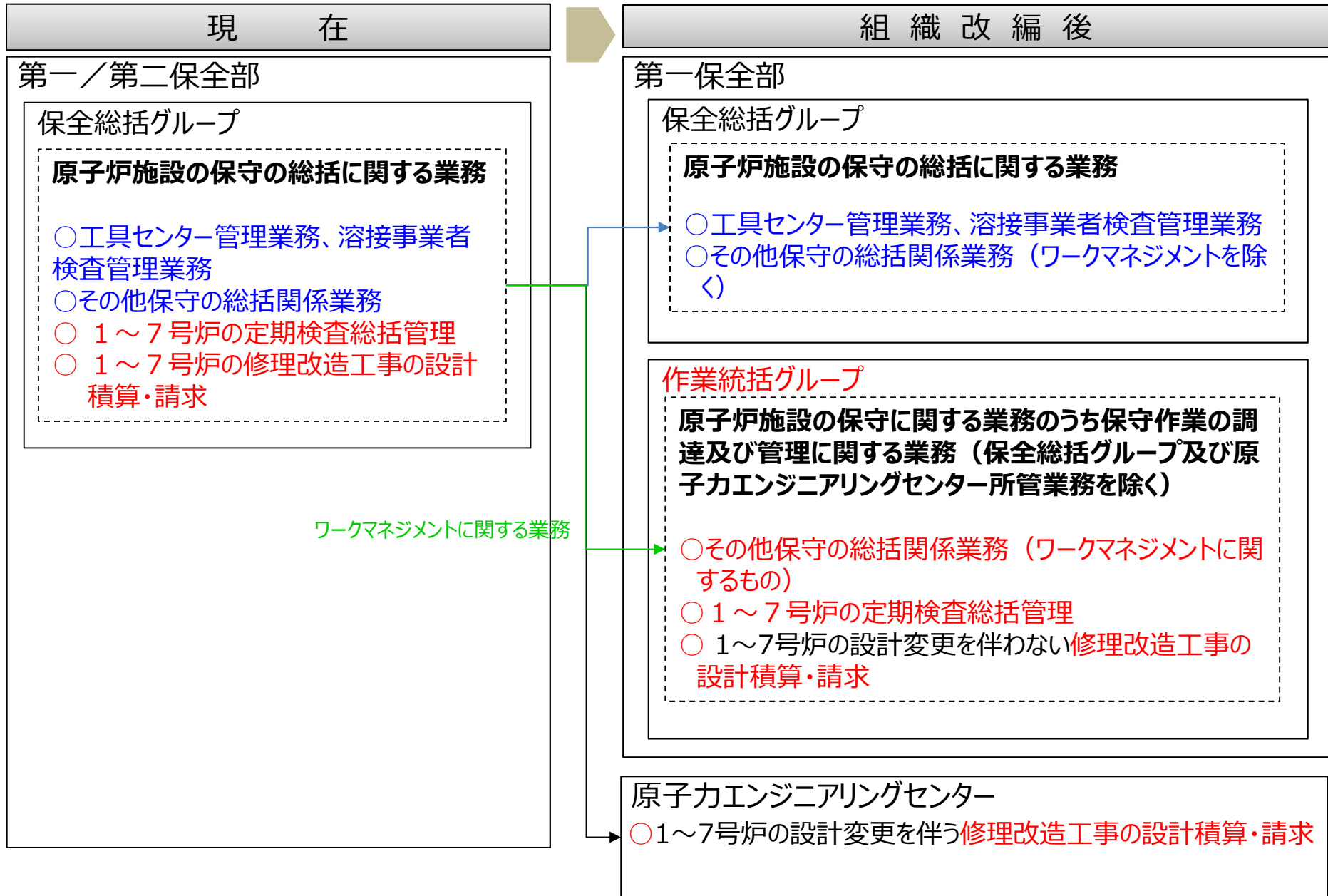
- 第一保全部及び第二保全部保全総括グループによるワークマネジメント業務の導入を踏まえ、同グループの管理スパンを適切に設定

組織改編の内容

- 第一保全部に「作業統括グループ」を設置し、第一保全部及び第二保全部の保全総括グループが実施していたワークマネジメント業務を移管
- これに伴い、第二保全部の保全総括グループを廃止

④-3-2 作業統括グループの設置

組織図



④-3-2 作業統括グループの設置

保安規定の変更点 (KK)

変更前	変更後
(保安に関する職務) 第5条	
<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p><u>(21)</u> 保全総括グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(記載なし)</p>	<p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p><u>(19)</u> 保全総括グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</p> <p><u>(20) 作業統括グループは、原子炉施設の保守に関する業務のうち保守作業の調達及び管理に関する業務（保全総括グループ及び原子力エンジニアリングセンター所管業務を除く。）を行う。</u></p>

④-3-3 安全施設工事グループの設置

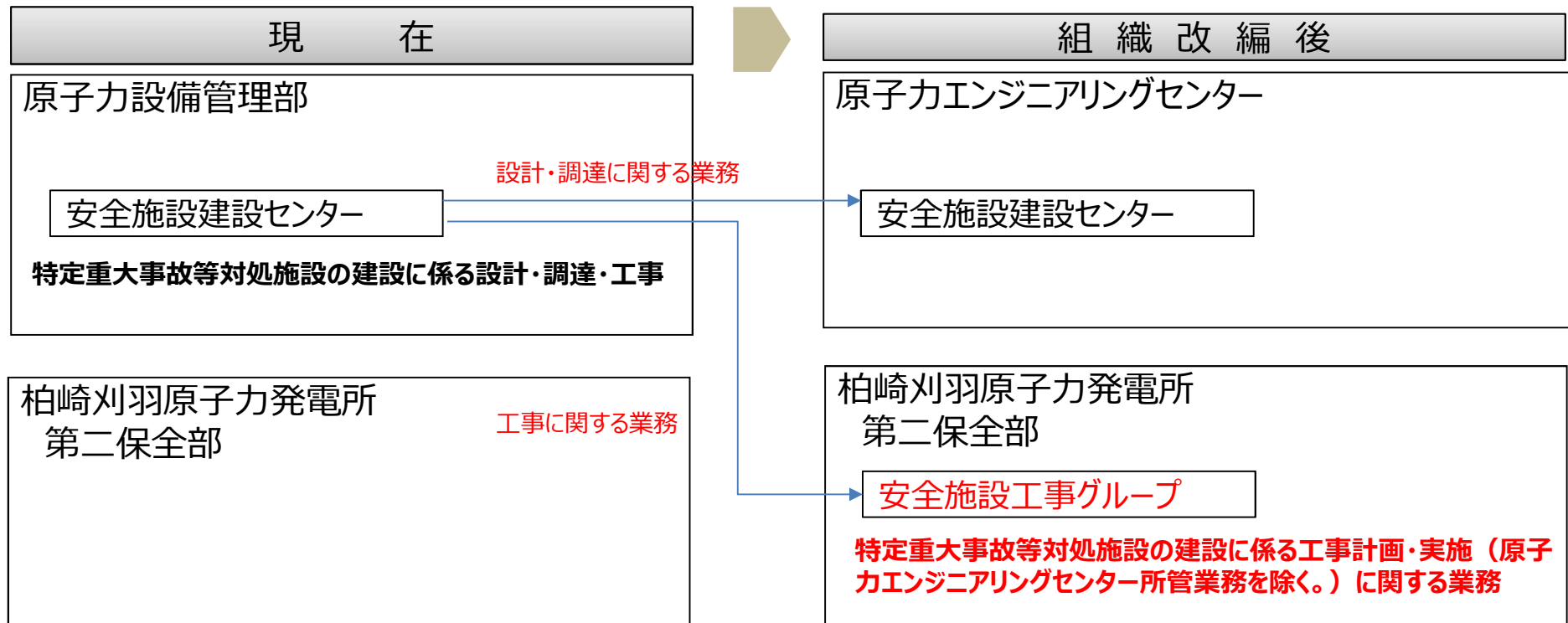
安全施設工事グループ設置の目的

- 特定重大事故等対処施設については、現在設計プロセスを実施しているところであるが、今後工事が本格化することを踏まえ、発電所長の保安管理体制の下で工事監理を行う体制を整備

組織改編の内容

- 第二保全部に「安全施設工事グループ」を設置する

組織図



④-3-3 安全施設工事グループの設置

保安規定の変更点 (KK)

変更前	変更後
(保安に関する職務) 第5条	
<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(記載なし)</p>	<p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p><u>(30) 安全施設工事グループは、特定重大事故等対処施設の建設に係る工事計画・実施（原子力エンジニアリングセンター所管業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p>

(3) その他実施計画及び保安規定の変更

実施計画及び保安規定の変更点 (1F/2F/KK)

変更前	変更後
(品質保証計画) 第3条	
マニュアル名称の変更 ・ <u>不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル</u> ・ <u>不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)</u>	・ <u>パフォーマンス向上基本マニュアル</u> ・ <u>パフォーマンス向上基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)</u>
不適合に加え、広く改善のための情報を管理するプロセスとしていることから、マニュアル名称を適切に変更	

(3) その他実施計画及び保安規定の変更

保安規定の変更点 (2F/KK)

変更箇所	変更内容
<p>第9条 (2F：原子炉主任技術の職務等) 第9条 (KK：主任技術者の職務等)</p> <p>※ 2FとKKで「原子炉主任技術者」の記載が異なる</p>	<p>(2) 表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、<u>ニュークリアパワー・カンパニー・プレジデント</u>の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長及び<u>ニュークリアパワー・カンパニー・プレジデント</u>に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長及び<u>ニュークリアパワー・カンパニー・プレジデント</u>に直接報告する。</p>
<p>第121条 (報告)</p>	<p>各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長及び<u>ニュークリアパワー・カンパニー・プレジデント</u>に報告する。</p>
<p>保安規定に定める異常等の報告事象が発生した場合は、発電所長及び原子炉主任技術者から社長に報告し、社長は必要な指示を行うことを定めているが、現場の対応等に関する具体的かつ専門的な指示・判断に際しては、原子力事業の管理責任者である「<u>ニュークリアパワー・カンパニー・プレジデント</u>」にも適切に報告されることが重要であり、これを保安規定に明記</p>	

(3) その他実施計画及び保安規定の変更

1F

59

実施計画の変更点 (1F)

変更箇所	変更内容
Ⅲ章 第1編 第9条 (原子炉主任技術者の職務等) ※第2編 第9条(原子炉主任技術者の職務等)についても同様	原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「DM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。 (5) 第82条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に直接報告する。 (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に直接報告する。
Ⅲ章 第1編 第82条(報告) ※第2編 第121条(報告)についても同様	各GM又は1～4号設備運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。 2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。
保安規定変更と同様の理由であり、社長に加え廃炉・汚染水対策の管理責任者である「廃炉・汚染水対策最高責任者」にも適切に報告されてることが重要であり、これを実施計画に明記	